

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- …（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………一
- …（同）…
- 政治団体の届出……………四
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………六
- 資金管理団体の指定の届出……………七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………八
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………九
- …（主税局課税部課税指導課）…
- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………九
- …（同）…

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九
- …（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一〇
- …（同）…
- 特定非営利活動法人の認定……………二
- …（同）…
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………二
- …（同）…
- 開発行為に関する工事完了……………二
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………三
- …（環境局総務部環境政策課）…

### 告示

#### ●東京都告示第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

文京区後楽一丁目一番二十四、同番三十六、同番五十二、同番五十四、同番七十三、同番七十六、同番百十八、同番百三十六から同番百三十八まで、四番九十七、同番百七、同番百九、同番百三十五、同番百三十七、同番百四十、同番百四十一、同番百四十三から同番百四十五まで、同番百四十八から同番百五十二まで、春日一丁目一番百十、同番百二十九から同番百三十五まで、同番百三十八、同番百三十九及び同番百四十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

#### ●東京都告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十八年十二月二十七日	あきる野市草花字羽ヶ田二番三及び二番八百五十九番	延長 一五・五三 幅員 四・〇〇
----------------------	---------------	--------------------------	------------------

#### ●東京都告示第九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

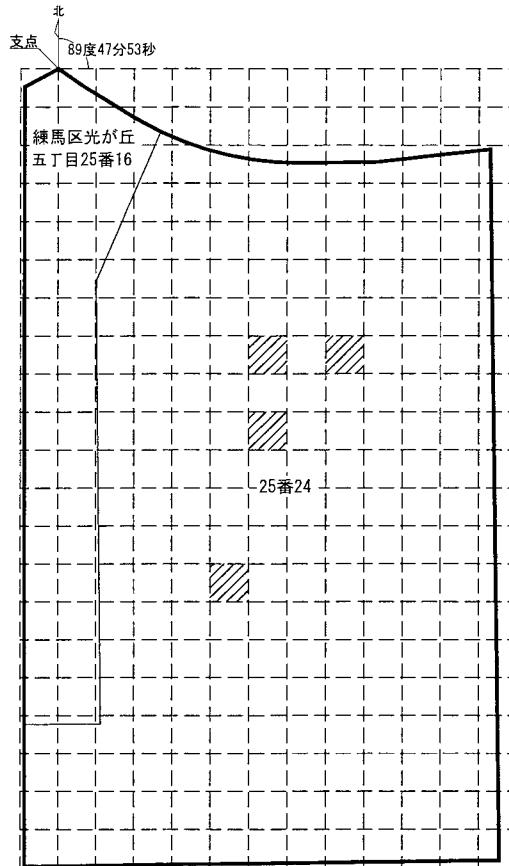
平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区光が丘五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界線

〈支点〉

支点は、練馬区光が丘五丁目25番16の最北端とする。

〈格子の回転角度:89度47分53秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九十六号

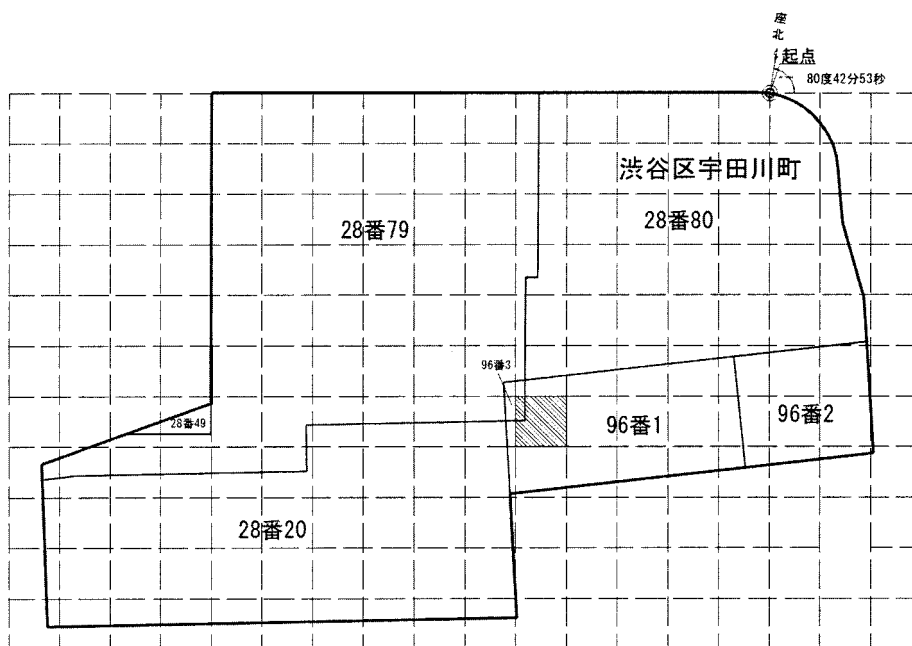
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区宇田川町 地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 調査対象地
- 指定を解除する区域
- 単位区画線
- 敷地境界線
- 筆境界線

〈起点〉

起点は、渋谷区宇田川町28番80の最北端とする。

〈格子の回転角度：80度42分53秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 告 示 (選)

## ●東京都選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十六日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

## (1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	—以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
民進党東京都渋谷区支部	芦沢 一明	吉田 佳代子	渋谷区幡ヶ谷2-5-10	H28. 7. 6	○

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

## (1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あたたかさど夢あふれる東京を実現する会	岡村 正	藤原 秀樹	千代田区隼町3-16	H28. 7. 11
少子化問題を解決する会	高橋 尚吾	高橋 尚吾	荒川区東尾久5-45-15	H28. 7. 11
清風会	安田 欣司	安田 欣司	千代田区永田町2-1-1	H28. 7. 29
都政を都民の手に取り戻す会	秋元 雅人	阿部 和弘	港区南青山3-8-40	H28. 7. 13
鳥越俊太郎後援会	川崎 泰資	俊成 浩章	世田谷区八幡山3-15-6	H28. 7. 19
初の女性都知事を実現する都民の会	玉川 洋子	水田 純世	豊島区南池袋2-12-8	H28. 7. 12
増田ひろや後援会	増田 寛也	藤原 秀樹	千代田区隼町3-16	H28. 7. 11
森口つかさ後援会	森口 つかさ	森口 つかさ	渋谷区広尾5-17-11	H28. 7. 15
山本ひとし後援会	山本 均	山本 均	新島村本村6-6-10	H28. 7. 22
山森ひろゆき後援会	竹越 利之	山森 明美	大田区蒲田5-30-15	H28. 7. 7

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東海ときわ会東京支部	河原崎 宏之	代表者の氏名	河原崎 宏之	渡部 一俊	H28. 6. 30
自由民主党東京都世田谷区第四十二支部	三井 美穂子	代表者の氏名	三井 美穂子	三井 美穂子	H28. 7. 5
自由民主党東京都第十一選挙区支部	下村 博文	会計責任者の氏名	下村 昇治	平 慶翔	H28. 6. 10

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
おっさん東大生25年の行政と介護経験を政治に活かす会	猪野 隆	政治団体の名称	おっさん東大生25年の行政と介護経験を政治に活かす会	中高齢東大生いのたかしと江東区の仲間たち	H28. 7. 28
かけはしの会	大塚 敬章	代表者の氏名	大塚 敬章	竹詰 仁	H28. 7. 26
蒲田税理士政治連盟	水野 重昭	代表者の氏名	水野 重昭	秋元 弘光	H28. 6. 22
斉藤まさたか後援会	増田 忠史	代表者の氏名	増田 忠史	坂本 勉	H28. 7. 5
		会計責任者の氏名	稲垣 博	齊藤 弘	H27. 12. 20
田中ゆうたろう後援会	中野 一郎	主たる事務所の所在地	杉並区和田3-38-6	杉並区和田1-61-18	H28. 7. 1
東京旅客輸送研究会	川鍋 一郎	代表者の氏名	川鍋 一郎	富田 昌孝	H28. 5. 27
都政を都民の手に取り戻す会	川崎 泰資	代表者の氏名	川崎 泰資	秋元 雅人	H28. 7. 19
博文会	下村 博文	会計責任者の氏名	下村 昇治	平 慶翔	H28. 6. 10
日野・生活者ネットワーク	出沼 恵美子	主たる事務所の所在地	日野市多摩平2-3-12	日野市日野本町3-11-4	H28. 7. 17
みつじ利弘後援会	藤井 重道	会計責任者の氏名	清水 咲枝	谷口 浄	H28. 7. 14
吉岡なつえと町をつくる会	吉岡 奈津絵	主たる事務所の所在地	日野市多摩平2-3-12	日野市日野本町3-11-4	H28. 7. 17
東京都医師政治連盟江戸川支部	玉城 繁	会計責任者の氏名	浅岡 善雄	宮下 義聰	H28. 6. 25

●東京都選挙管理委員会告示第十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）。以下

「法」という。第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七條の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都世田谷区第二十六支部	新川 勝二	H28. 6. 30
民主党東京都第2区総支部	中山 義活	H28. 6. 10
民進党東京都第2総支部	大熊 利昭	H28. 7. 1
日本を元気にする会東京都港区議会第1支部	橋本 樹里	H27. 12. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
あなみ育子とわくわく会議	阿南 育子	H28. 6. 30
内田たかし後援会	内田 貴之	H28. 7. 8
江端貴子税理士後援会	玉川 良一	H28. 6. 17
区民のための中野区政実現の会	貫井 正	H28. 7. 25
子育て・介護・まちづくりネットワーク	内田 貴之	H28. 7. 8
さんのへ英一後援会	三戸 英一	H28. 7. 27
しんかわ勝二後援会	新川 勝二	H28. 6. 30
松田公太フェローの会	佐藤 禎之	H28. 7. 25

●東京都選挙管理委員会告示第十一号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十六日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
増田 寛也	東京都知事	増田ひろや後援会	千代田区隼町3-16	H28. 7. 11

●東京都選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
吉岡 奈津絵	吉岡なつえと町をつくる会	主たる事務所 の所在地	日野市多摩平2-3 -12	日野市日野本町3- 11-4	H28. 7. 17

●東京都選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十六日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿南 育子	あなみ育子とわくわく会議	H28. 6. 30
宇佐美 正記	うさみ正記を応援する会	H27. 4. 30
新川 勝二	しんかわ勝二後援会	H28. 6. 30



公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子
氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
三幸商事 志賀 彰男 中央区京橋三丁目 平成二十八年
株式会社 十一番四号 九月三十日

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
条例第五十六号）第百三条の六第一項の規定により、特約
業者を次のとおり指定した。

平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子
氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 指定年月日
米輪商事 沖見 勝也 新宿区片町二番五 平成二十九年
株式会社 号 一月一日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
証の申請があったので、同条第五項において準用する同法
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
公告する。

平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月四日
二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本を護る会・日本ネイビークラ
ブ

三 代表者の氏名
大橋 武郎
四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区南池袋二丁目五番十二号
五 定款に記載された目的

帝国海軍その他我々の先人達が世界に示した我が国独
自の精神とその遺した業績を、特に次代を担う若い世代
に対して伝え、我が国本来の文化・伝統の復興を図り、
以って広く公益に、我が国の再建に資する活動を行うこ
とを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月七日
二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人麦の会

代表者の氏名
佐竹 啓子

四 主たる事務所の所在地
東京都八王子市中野町二千七百五番地 ブリッジI中
野

五 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人が地域で生活できる社会の
実現を図るため、日中生活の場の提供やケアホーム等の
運営など障害をもつ人の自立生活を支援する事業を行い、
地域の人々とともにノーマライゼーション社会の実現に
寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人物理オリンピック日本委員会
三 代表者の氏名
北原 和夫

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区神楽坂一丁目三番地 東京理科大学内
五 定款に記載された目的
この法人は、青少年に対して、物理に対する興味・関
心を高め、またその能力の増進に寄与する事業を行い、
以ってわが国の科学・技術教育の振興に寄与することを
目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本エンプロイアビリティ支援機構

三 代表者の氏名

小林 辰滋

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市住吉町四丁目四十三番地の十三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、個人々の生涯にわたるエンプロイアビリティの向上を支援するとともに事業主、事業主団体、地方自治体等が行う人材育成、新分野進出等に対する支援を行う。また、国内外の職業能力開発機関等とのネットワークを構築し、エンプロイアビリティに係る最新情報の発信及び能力評価技法等の普及並びにモノづくりに係る啓蒙活動等を行う。もって、国民全体の生涯にわたる生きがい・働きの増進を図り、社会全体の公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ソシノフ

三 代表者の氏名

小松 俊平

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区荒川三丁目二十番一―九〇七号

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化、雇用の喪失等の社会問題に対応するための一連の個別プロジェクト及び社会的なプログラムとして、地域活性化による職の提供並びに教育、職業訓練、子育て支援、医療、介護及び貧困対策その他の社会サービス向上のための取組み等を総合的かつ集中的に行い、その過程で社会の問題を解決するための多様な方法を開発し、社会を革新できる人材を育成するとともに、社会の革新に役立つ知識を生産し、これらを広く社会に提供又は紹介することによって、社会の革新を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東湘会

三 代表者の氏名

前川 邦生

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南麻布二丁目三番十一号 パークホームズ南麻布ザレジデンス八〇九

五 定款に記載された目的

この法人は、東京及び日本のその他の地方と中国湖南省地域の研究機関、地方自治体、商工団体、社会福祉団体や一般市民団体などを対象として、共同研究、セミナー及びフォーラム開催、講演会及び公開講座実施、産業構造の実態調査、各種研修団の受け入れや派遣などの事業を行い、各種レベルの交流と相互理解を通じて、東京及び日本のその他の地方と中国湖南省地域の平和と安定並びに共生共栄に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人プログラミング教育研究所

三 代表者の氏名

伊藤 功一

四 主たる事務所の所在地

東京都北区赤羽南一丁目十一番七―一二〇一号 セラード赤羽パークアベニュー

五 定款に記載された目的

この法人は、将来を担う子どもたちや一般市民にプログラミング教育、コンピュータサイエンスを普及、推進する事業を通じて、プログラミング教育の意義や在り方を提言し、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ボランティアグループパリアン</p> <p>三 代表者の氏名 川越 博美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都墨田区立川二丁目一番九号 KHハウス一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、墨田区および近隣区の自宅等で療養するがん患者やその家族を支援する他、在宅ホスピス緩和ケアの啓発に関する事業を行い、がんになっても最期まで住みなれた地域で安心して過ごせるよう、がん患者の在宅ホスピス緩和ケアの推進に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人SCOOP</p> <p>三 代表者の氏名 山浦 うめみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目七番六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者・若者などサポートが必要な人に対し、安全な住宅施設の普及と地域社会で暮ら</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グローカルネット</p> <p>三 代表者の氏名 八藤後 和行</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝二丁目五番二十一号 曾根ビル3F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象にして、地域活性化のために地域振興活動を行い、福祉、まちづくり、健康・医療、環境、国際協力、開発、教育、芸術・文化など、社会的貢献に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グロークルネット</p> <p>三 代表者の氏名 八藤後 和行</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝二丁目五番二十一号 曾根ビル3F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象にして、地域活性化のために地域振興活動を行い、福祉、まちづくり、健康・医療、環境、国際協力、開発、教育、芸術・文化など、社会的貢献に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター</p> <p>二 代表者の氏名 谷山 博史</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田二丁目三番十八号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年十二月二十八日から平成三十三年十二月二十七日まで</p> <p>認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年一月二十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ALL ONE EARTH</p> <p>二 代表者の氏名 工藤 泰志</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊一丁目一番十二号</p>

窪田 英明

三 主たる事務所の所在地

東京都北区赤羽二丁目四十五番八号 ファーストビル  
赤羽五〇六号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十九年一月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

清瀬市野塩一丁目四百四十番 西東京市北原町三丁目二番  
二、四百四十一番二から同番 二十二号  
九まで、四百四十二番二、四 株式会社アーネストワン  
百四十三番、四百四十四番二、 代表取締役 松林 重行  
野塩二丁目五百三十四番三か  
ら同番六まで及び五百七十四  
番四

調布市小島町一丁目一番一 中央区日本橋一丁目十九番  
一号

三菱倉庫株式会社  
代表取締役 松井 明生

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九  
十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、国分寺都市計  
画道路三・二・八号府中所沢線及び小平都市計画道路三・

二・八号府中所沢線(国分寺市東戸倉二丁目〜小平市小川  
町一丁目間)建設事業について、次のとおり着工の届出が  
あったので、同条第二項の規定により公告する。  
平成二十九年一月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在  
地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

国分寺都市計画道路三・二・八号府中所沢線及び小平  
都市計画道路三・二・八号府中所沢線(国分寺市東戸倉  
二丁目〜小平市小川町一丁目間)建設事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十九年二月十日

四 工完了の予定年月日

平成三十二年三月三十一日

五 届出日

平成二十九年一月十一日

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価 本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001